

岡環事第 74-1 号
令和 8 年 4 月 2 2 日

リサイクル推進員 様

岡山市長 大森 雅夫
(公 印 省 略)

リサイクル推進員の委嘱について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび町内会長の推薦により、リサイクル推進員をお願いすることになりました。(詳しくは、同封の「リサイクル推進員制度の概要」をご覧ください。)

リサイクル推進員の皆様には、ご担当される町内会の実情にあった取り組みをお願いしています。主に、①ごみの分別、ごみ出し等に関するルールを周知すること、②ごみの分別、ごみ出し等のことで担当地域の皆様から出る意見を市に繋ぐことなどです。

つきましては、下記のものをお送りいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【同封書類】

- (1) 身分証明書
- (2) リサイクル推進員制度の概要

(お知らせ)

☆～地域のごみ収集ステーションをキレイに保つために～

ごみステーションの清潔保持のため、再度、ごみの分別、排出日、排出時間のルールを地域の皆様で守っていただけるように周知をお願いいたします。

<お問い合わせ先>

環境局環境部環境事業課北区ごみ対策班
(分庁舎 3 階)

TEL 086-803-1384 (直通)

FAX 086-803-1380

岡山市リサイクル推進員制度の概要

No.	項目	内容
1	根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8 ・「岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第10条 ・「岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」第8条
2	名称	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市リサイクル推進員
3	組織	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として 100世帯未満の町内会は 1人 <li style="padding-left: 100px;">100世帯以上500世帯未満は 2人 <li style="padding-left: 100px;">500世帯以上の町内会は 3人
4	委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員は、市長が委嘱します。
5	任期	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員の任期は、2年です。(令和7年4月1日から令和9年3月31日まで) ・再任は妨げません。 ＊任期途中で変更があった場合は、「リサイクル推進員変更届」の提出が必要となりますので、お住まいの区のごみ対策班までご連絡ください。補欠推進員の任期は、前任者の残任期間となります。
6	任務	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の減量化・リサイクル等の対策について、市と市民とのパイプ役を果たすもので、減量化・リサイクルのための市の施策への協力、地域のリサイクル活動等の推進を行う。 ① 地区における一般廃棄物の減量化・リサイクルの普及及び啓発等 <ul style="list-style-type: none"> A: 資源回収等の地域活動の指導、推進 B: ごみの分別の徹底、排出日、時間の厳守等の指導 ② 市民に対する一般廃棄物の収集、処分等に関する意見または助言および指導 ③ 不法投棄の防止のための市への協力等 <ul style="list-style-type: none"> A: 不法投棄者に対する注意および指導 B: 不法投棄を発見した場合の市への連絡 ④ その他
7	担当地区	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として居住する町内会の区域とします。
8	身分証明書の交付および腕章の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員には身分証明書を交付し、腕章を貸与します。 ＊腕章は更新時に引き継ぎとなります。紛失、破損した場合は連絡いただければ再貸与を行います。